

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）	（第一条関係）	.....	1
○地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）	（第二条関係）	.....	49
○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）	（第三条関係）	.....	80
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	（第四条関係）	.....	81
○地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）	（附則第四条関係）	.....	84

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号))

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から、附則第七条及び第八条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p><b>第四条</b> 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成三十一年九月から十一月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。 )とする徴収取扱費(地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。 )の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>第四条</b> 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の</p>

規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等  
 改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消  
 費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五  
 条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい  
 ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	第七十二条の百三第三 項	第七十二条の百三第三項、社 会保障の安定財源の確保等を 図る税制の抜本的な改革を行 うための地方税法及び地方交 付税法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十九 号。以下この条及び附則第六 条の十一において「地方税法 等改正法」という。) 附則第 二条の規定によりなお従前の 例によることとされた地方税 法等改正法第一条の規定によ る改正前の地方税法(以下こ の条及び附則第六条の十一に おいて「旧地方税法」という 。 ) 第七十二条の百三第三項 及び地方税法等改正法附則第
---------------------	-----------------	--

規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等  
 改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消  
 費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五  
 条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用につい  
 ては、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	第七十二条の百三第三 項	第七十二条の百三第三項、社 会保障の安定財源の確保等を 図る税制の抜本的な改革を行 うための地方税法及び地方交 付税法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十九 号。以下この条及び附則第六 条の十一において「地方税法 等改正法」という。) 附則第 二条の規定によりなお従前の 例によることとされた地方税 法等改正法第一条の規定によ る改正前の地方税法(以下こ の条及び附則第六条の十一に おいて「旧地方税法」という 。 ) 第七十二条の百三第三項 及び地方税法等改正法附則第
---------------------	-----------------	--

同条第三項	第七十二条の百四	八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「三十一年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項
地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百四	八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「三十一年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項

同条第三項	第七十二条の百四	八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項
地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第八条	第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百四	八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項

<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百五第二 項</p>	<p>第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>
------------------------------	-----------------	--	-------------------------	---	--

<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百五第二 項</p>	<p>第七十二条の百五第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>
------------------------------	-----------------	--	-------------------------	---	--

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>		
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百三第三項</p>	
<p>附則第九條の六第三項、地方 税法等改正法附則第二條の規 定によりなお従前の例による</p>	<p>第七十二條の百五第二 項 第七十二條の百五第二項、地 方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百五第二項及び地 方税法等改正法附則第八條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた三十一年旧地 方税法第七十二條の百五第二 項</p>	<p>第七十二條の百三第三項、地 方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百三第三項及び地 方税法等改正法附則第八條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた三十一年旧地 方税法第七十二條の百三第三 項</p>

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>		
<p>附則第九條の六第三項</p>	<p>第七十二條の百三第三項</p>	
<p>附則第九條の六第三項、地方 税法等改正法附則第二條の規 定によりなお従前の例による</p>	<p>第七十二條の百五第二 項 第七十二條の百五第二項、地 方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百五第二項及び地 方税法等改正法附則第八條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた二十九年旧地 方税法第七十二條の百五第二 項</p>	<p>第七十二條の百三第三項、地 方税法等改正法附則第二條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた旧地方税法第 七十二條の百三第三項及び地 方税法等改正法附則第八條の 規定によりなお従前の例によ ることとされた二十九年旧地 方税法第七十二條の百三第三 項</p>

<p>附則第九条の七</p>	<p>附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一 年旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>同条</p>	<p>法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一 年旧地方税法附則第九</p>
----------------	--	-----------	--

<p>附則第九条の七</p>	<p>附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九 年旧地方税法附則第九</p>	<p>同条</p>	<p>法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九 年旧地方税法附則第九</p>
----------------	---	-----------	--

	附則第六条 の十一第二 項	
附則第九条の八第二項	附則第九条の七	附則第九条の六第三項
条の七 附則第九条の八第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則 第九条の八第二項及び地方税 法等改正法附則第八条の規定 によりなお従前の例によるこ ととされた三十一年旧地方税 法附則第九条の八第二項	附則第九条の七、地方税法等 改正法附則第二条の規定によ りなお従前の例によることと された旧地方税法附則第九条 の七及び地方税法等改正法附 則第八条の規定によりなお従 前の例によることとされた三 十一年旧地方税法附則第九条 の七	附則第九条の六第三項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則

	附則第六条 の十一第二 項	
附則第九条の八第二項	附則第九条の七	附則第九条の六第三項
条の七 附則第九条の八第二項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則 第九条の八第二項及び地方税 法等改正法附則第八条の規定 によりなお従前の例によるこ ととされた二十九年旧地方税 法附則第九条の八第二項	附則第九条の七、地方税法等 改正法附則第二条の規定によ りなお従前の例によることと された旧地方税法附則第九条 の七及び地方税法等改正法附 則第八条の規定によりなお従 前の例によることとされた二 十九年旧地方税法附則第九条 の七	附則第九条の六第三項、地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則

附則第九条の八第二項	第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項
附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の八第二項	第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項

附則第九条の八第二項	第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項	
附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項	第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項	

2 | 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	(以下この条 、当該各徴収取扱費算 定期間内	(次項 、平成二十九年三月に社会保 障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うた
---------------------	------------------------------	--

めの地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき

第三十五条 の十七第二 項	金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	定期間内 (当該各徴収取扱費算 定期間内)	額を加算した額とする。)の 十七分の十に相当する額(次 条において「平成二十九年三 月の徴収取扱費基礎額」とい う。)に百分の〇・五五を乗 じて得た金額と同年四月及び 五月
	法第七十二条の百四	金額との合計額	平成二十九年四月及び五月の 徴収取扱費基礎額	十九分の十	
法第七十二条の百三第三項の	金額との合計額	金額との合計額	平成二十八年十二月から平成 二十九年二月までの徴収取扱 費算定期間内に二十九年旧地 方税法第七十二条の百四の規 定により貨物割に係る旧法還 付金等が還付された場合であ つて、当該旧法還付金等に相 当する額が当該徴収取扱費算 定期間内に二十九年旧地方税	十九分の十	(同年四月及び五月

---

---

---

---

規定により当該道府県に払い  
込むべき貨物割として納付さ  
れた額の総額（当該徴収取扱  
費算定期間内に二十九年旧地  
方税法第七十二条の百五第二  
項の規定により加算されるべ  
き額がある場合にあつては、  
これを加算した額）を超える  
ときは、当該超える額に相当  
する旧法還付金等が同年三月  
に還付されたものとみなし、  
同月に二十九年旧地方税法第  
七十二条の百四の規定により  
貨物割に係る旧法還付金等が  
還付された場合であつて、当  
該旧法還付金等に相当する額  
が同月に二十九年旧地方税法  
第七十二条の百三第三項の規  
定により当該道府県に払い込  
むべき貨物割として納付され  
た額の総額（同月に二十九年  
旧地方税法第七十二条の百五  
第二項の規定により加算され

---

<p>項の十一第一 附則第六條</p>	<p>第三十五條 の十八</p>			
<p>定期間内 、当該各徴収取扱費算 (以下この條</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>間の次 当該徴収取扱費算定期 間内</p>	<p>当該徴収取扱費算定期 間内</p>	<p>当該還付金等を還付し た日の属する徴収取扱 費算定期間内</p>
<p>(次項) 、平成二十九年三月に二十九 年旧地方税法附則第九條の六 第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし</p>	<p>額 平成二十九年三月の徴収取扱 費基礎額及び平成二十九年四 月及び五月の徴収取扱費基礎 額</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月 法第七十二條の百四</p>
<p>るべき額がある場合にあつて は、これを加算した額)を超 えるときは、当該超える額に 相当する還付金等が同年四月 及び五月に還付されたものと みなし、同年四月及び五月に 法第七十二條の百四</p>				

<p>二十二分の十</p>	<p>定期間内 (当該各徴収取扱費算</p>	
<p>十九分の十</p>	<p>(同年四月及び五月</p>	<p>て納付された額の総額(同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(同条に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>金額</p>	<p>金額との合計額</p>
<p>附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付</p>

<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>同年四月及び五月</p>	<p>されたものとみなし、同月に二十九年度旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年度旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十九年度旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七</p>

附則第六條の十二	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年六月から八月まで
徴収取扱費基礎額		平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることと

された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十	(以下この条)	(次項)
定期間内	、当該各徴収取扱費算	、平成二十九年三月に社会保
		障の安定財源の確保等を図る
		税制の抜本的な改革を行うた
		めの地方税法及び地方交付税
		法の一部を改正する法律(平

成二十四年法律第六十九号。  
以下この条及び附則第六条の  
十一において「地方税法等改  
正法」という。）第二条の規  
定による改正前の地方税法（  
以下この条及び附則第六条の  
十一において「二十九年旧地  
方税法」という。）第七十二  
条の百三第三項及び地方税法  
等改正法附則第二条の規定に  
よりなお従前の例によること  
とされた地方税法等改正法第  
一条の規定による改正前の地  
方税法（以下この条及び附則  
第六条の十一において「旧地  
方税法」という。）第七十二  
条の百三第三項の規定により  
当該道府県に払い込むべき貨  
物割として納付された額の総  
額（同月に二十九年旧地方税  
法第七十二条の百四及び地方  
税法等改正法附則第二条の規  
定によりなお従前の例による

---

---

---

こととされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（地方税法等改正法附則第一条第二号に定める日（以下この項及び附則第六条の十一第一項において「一部施行日」という。）前に還付された二十九年旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。）が還付された場合にあっては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法

<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前</p>	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	
<p>旧地方税法</p>	<p>地方税法等改正法</p>	<p>第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。（）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同 年四月及び五月</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用され</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>金額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>(法)</p>	<p>定期間内</p>	<p>（当該各徴収取扱費算 定期間内 ） （法） 二十九年 旧地方税法」という。</p>	<p>の地方税法（以下この 条及び附則第六条の十 一において「旧地方税 法」という。） 地方税法等改正法第二 条の規定による改正前 の地方税法（以下この 条及び附則第六条の十 一において「二十九年 旧地方税法」という。）</p>
<p>方税法第七十二条の百四及び</p>	<p>平成二十八年十二月から平成 二十九年二月までの徴収取扱 費算定期間内に二十九年旧地</p>	<p>金額との合計額</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>十九分の十</p>	<p>た法 （一部施行日以後に還付され</p>	<p>（同年四月及び五月</p>	<p>二十九 旧地方税法</p>	<p>二十九 旧地方税法</p>

る新令第三  
十五條の十  
七第二項

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規

---

---

---

定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超過するときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(

---

<p>新令第三十 五條の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四</p>	<p>間の次</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年六月から八月まで</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>費算定期間内</p>	<p>た日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>の百四、</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同年四月及び五月</p>	<p>同月に二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の百四、</p>
------------------------	-----------------	-----------------------------------	------------	---------------------	-------------------	---------------------	-----------------	-----------------	---------------	-------------------------	-------------	-----------------------------------	-----------------	-----------------	--

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>(以下この条) 当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>月及び五月の徴収取扱費基礎額 (次項) 平成二十九年三月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等(一部施行日前に還付された二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとさ</p>
---	----------------------------------	--

<p>定期間内 (当該各徴収取扱費算</p>	
<p>(同年四月及び五月</p>	<p>れた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において「旧法還付金等」という。)が還付された場合にあつては当該旧法還付金等に相当する額を控除し、二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。(の十七分の十に相当する額(次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

(法) 二十二分の十	(一部施行日以後に還付された法) 十九分の十
徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
金額	金額との合計額
第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項	法附則第九条の七、平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条

の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する旧法還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に二十九年旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る旧法還付金等が還付された場合であつて、当該

旧法還付金等に相当する額が同月に二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十九年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七、

<p>新令附則第六條の十二</p>	<p>當該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>當該徴収取扱費算定期間内</p> <p>當該徴収取扱費算定期間の次</p> <p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>同年四月及び五月</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年六月から八月まで</p> <p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
<p>4   平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五條の十七、第三十五條の十八、附則第六條の十一及び附則第六條の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第三十五條の十七第一項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>
<p>第三十五條の十七第二項</p>	<p>法第七十二條の百四</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法第七十二條の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、當</p>

附則第六條	項の十一第一 附則第六條		
法附則第九條の七	二十二分の十	還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	
平成二十九年四月及び五月に	十九分の十	徴収取扱費算定期間内	該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四

5

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることと

	<p>の十一第二 項</p>
<p>還付金等を還付した日 の属する徴収取扱費算 定期間内</p>	<p>法附則第九条の七の規定によ り譲渡割に係る還付金等が還 付された場合であつて、当該 還付金等に相当する額が同年 四月及び五月に法附則第九条 の六第三項の規定により当該 道府県に払い込むべき譲渡割 として納付された額の総額（ 同年四月及び五月に法附則第 九条の八第二項の規定により 加算されるべき額がある場合 にあつては、これを加算した 額）を超えるときは、当該超 える額に相当する還付金等が 同年六月から八月までの徴収 取扱費算定期間内に還付され たものとみなし、当該徴収取 扱費算定期間内に法附則第九 条の七</p>
<p>徴収取扱費算定期間内</p>	

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四、</p>	<p>平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第八条の規定により</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>
<p>された地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		

---

---

---

れた二十九年旧地方税法第七  
十二条の百四の規定により貨  
物割に係る還付金等が還付さ  
れた場合であつて、当該還付  
金等に相当する額が同年四月  
及び五月に法第七十二条の百  
三第三項、地方税法等改正法  
附則第二条の規定によりなお  
従前の例によることとされた  
旧地方税法第七十二条の百三  
第三項及び地方税法等改正法  
附則第八条の規定によりなお  
従前の例によることとされた  
二十九年旧地方税法七十二  
条の百三第三項の規定により  
当該道府県に払い込むべき貨  
物割として納付された額の総  
額（同年四月及び五月に法第  
七十二條の百五第二項、地方  
税法等改正法附則第二条の規  
定によりなお従前の例による  
こととされた旧地方税法第七  
十二条の百五第二項及び地方

---

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第一項</p>	<p>二十二分の十</p>	<p>十九分の十</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p> <p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>に法第七十二条の百四、</p> <p>、当該徴収取扱費算定期間内、当該徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p> <p>税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四、</p>
---	---------------	--------------	---

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項

法附則第九条の七、

平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に

<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算</p>	
<p>徴収取扱費算定期間内</p>	<p>払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十年旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七</p>

6 | 平成二十九年九月から十一月まで及び同年十二月から平成三十年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

**第五条** 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

**第五条** 新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第一項</p>	<p>法附則第九条の十五</p>	<p>法附則第九条の十五及び社会 保障の安定財源の確保等を図 る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付 税法の一部を改正する法律（ 平成二十四年法律第六十九号 。以下この項及び次項並びに 第三十五条の二十一第一項及 び第二項において「地方税法 等改正法」という。）附則第 十二条後段</p>
<p>法第七十二条の百三第三 項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた地方税法等 改正法第一条の規定による改 正前の地方税法（以下この項 及び次項並びに第三十五条の 二十一第一項及び第二項にお いて「旧地方税法」という。 ）第七十二条の百三第三項及 び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例</p>	
<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第一項</p>	<p>法附則第九条の十五</p>	<p>法附則第九条の十五及び社会 保障の安定財源の確保等を図 る税制の抜本的な改革を行う ための地方税法及び地方交付 税法の一部を改正する法律（ 平成二十四年法律第六十九号 。以下この項及び次項並びに 第三十五条の二十一第一項及 び第二項において「地方税法 等改正法」という。）附則第 十二条後段</p>
<p>法第七十二条の百三第三 項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた地方税法等 改正法第一条の規定による改 正前の地方税法（以下この項 及び次項並びに第三十五条の 二十一第一項及び第二項にお いて「旧地方税法」という。 ）第七十二条の百三第三項及 び地方税法等改正法附則第八 条の規定によりなお従前の例</p>	

<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>
------------------------	--	-------------	--

<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p>
------------------------	--	-------------	--

		<p>及び法附則第九条の第十四第一項</p> <p>及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三項後段</p> <p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の第十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の第十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の第十四第一項</p>
--	--	---

		<p>及び法附則第九条の第十四第一項</p> <p>及び地方税法等改正法附則第三条後段</p> <p>、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の第十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の第十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の第十四第一項</p>
--	--	---

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第二項</p>	<p>法第七十二条の百三第三 項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法 第七十二条の百三第三項及び 地方税法等改正法附則第八条 の規定によりなお従前の例に よることとされた三十一 年旧 地方税法第七十二条の百三第 三項</p>	<p>及び法附則第九条の六第 三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三 項前段、地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従 前の例によることとされた旧 地方税法附則第九条の六第三 項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 三十一年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例</p>
--	--------------------------	--	-----------------------------	---	-------------	--

<p>附則第六条 の十三の規 定により読 み替えて適 用される第 三十五条の 十九第二項</p>	<p>法第七十二条の百三第三 項</p>	<p>法第七十二条の百三第三項、 地方税法等改正法附則第二条 の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法 第七十二条の百三第三項及び 地方税法等改正法附則第八条 の規定によりなお従前の例に よることとされた二十九 年旧 地方税法第七十二条の百三第 三項</p>	<p>及び法附則第九条の六第 三項前段</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三 項前段、地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従 前の例によることとされた旧 地方税法附則第九条の六第三 項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 二十九年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段</p>	<p>同項後段</p>	<p>法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例</p>
--	--------------------------	--	-----------------------------	---	-------------	--

		によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十二年旧地方税法附則第九条の六第三項後段
附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表	法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法第七十二条の百三第三項並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三

		によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三項後段
附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の二十一项の表	法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法第七十二条の百三第三項並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三

<p>第一項 及び法附則第九条の十四</p>	<p>同項後段</p>	
<p>、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法第七十二条の百十三第一項 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた三十一 年旧地方税法第七十二条の百</p>	<p>第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた三十一 年旧地方税法附則第九条の六 第三項後段</p>	<p>項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 三十一年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段 法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた三十一 年旧地方税法第七十二条の百</p>

<p>第一項 及び法附則第九条の十四</p>	<p>同項後段</p>	
<p>、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法第七十二条の百十三第一項 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた二十九 年旧地方税法第七十二条の百</p>	<p>第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた二十九 年旧地方税法附則第九条の六 第三項後段</p>	<p>項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 二十九年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段 法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた二十九 年旧地方税法第七十二条の百</p>

	<p>附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の第二十一第二項の表</p>
<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>
<p>十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の十四第一項</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従</p>

	<p>附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第三十五条の第二十一第二項の表</p>
<p>法第七十二条の百三第三項</p>	<p>及び法附則第九条の六第三項前段</p>
<p>十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の十四第一項</p>	<p>並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従</p>

同項後段	前の例によることとされた旧 地方税法附則第九条の六第三 項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 三十一年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段
第三項後段	法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた三十一年 旧地方税法附則第九条の六 第三項後段

**第六条** 施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における新令附則  
第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九  
及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三  
十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用  
する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については

同項後段	前の例によることとされた旧 地方税法附則第九条の六第三 項前段及び地方税法等改正法 附則第八条の規定によりなお 従前の例によることとされた 二十九年旧地方税法附則第九 条の六第三項前段
第三項後段	法附則第九条の六第三項後段 、地方税法等改正法附則第二 条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税 法附則第九条の六第三項後段 及び地方税法等改正法附則第 八条の規定によりなお従前の 例によることとされた二十九 年旧地方税法附則第九条の六 第三項後段

**第六条** 施行日から平成三十年三月三十一日 までの間における新令附則  
第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九  
及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三  
十五条の二十一（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用  
する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については

、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 | 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一の規定の適用については、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正)

**第七条** 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改め

、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第一項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第一項の表中「二十二分の十」とあるのは「十九分の十」と、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十九第二項及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の二十一第二項の表中「二十二分の十二」とあるのは「十九分の九」とする。

(予算決算及び会計令の一部改正)

**第七条** 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「百分の二十二・三」を「百分の十九・五」に改め

る。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成三十一年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条に規定する剰余金について適用し、平成三十年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（三十一年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

る。

(予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第十九条第二号の規定は、平成二十九年度以後の年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条に規定する剰余金について適用し、平成二十八年度以前の年度における同条に規定する剰余金については、なお従前の例による。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十九一年経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十九年経過措置対象課税仕入れ」という。）及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。）及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十九年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日前に同項第二号に規定する保税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「三十一年経過措置対象課税仕入れ」というもの。及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等）と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日以前に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（三十一年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保稅地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第九条の規定による改正後の法人税法施行令第三百三十九条の四第六項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等）で同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（以下この条において「二十九年経過措置対象課税仕入れ」というもの。及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等）と同項第四号又は第五号に掲げるものを除く。及び法人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、法人が施行日以前に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（二十九年経過措置対象課税仕入れを含む。）及び法人が施行日前に同項第二号に規定する保稅地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

第二条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号））

改正後	改正前
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の六」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、</p> <p>「第七節 自動車取得税（第四十二条—第四十二条の十一）を「第七節 軽油引取税（第四十三条—第四十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「—第五十二条の二十三」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の四の次に次の二条を加える。</p> <p>（法第七十二条の七十六の率）</p> <p>第三十五条の四の五 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。</p> <p>（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）</p> <p>第三十五条の四の六 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、</p> <p>「第七節 自動車取得税（第四十二条—第四十二条の十一）を「第七節 軽油引取税（第四十三条—第四十三条の二十）」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「—第五十二条の二十三」を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の三の次に次の二条を加える。</p> <p>（法第七十二条の七十六の率）</p> <p>第三十五条の四の四 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の五・四とする。</p> <p>（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）</p> <p>第三十五条の四の五 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定</p>

により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

略
---

- 2 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加

により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

- 2 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加

し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(中略)

第五十七条の二の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に對し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

略

し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(中略)

第五十七条の二の次に次の二条を加える。

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に對し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(当該期間内に過誤納に係

2 第三十五条の四の六第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第五十八条中「、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を削り、「第二十九条の八」を「第二十九条の十八」に改める。

第五十九条中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、「、第百三十九条」を削り、「第百七十四条」を「第百七十七条の二、第百七十七条の二十四」に改め、「第四百三十七条」の下に「、第四百六十三条の十」を加える。

(中略)

附則第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の百分の五・四に相当する額

十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額

2 第三十五条の四の五第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第五十八条中「、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を削り、「第二十九条の八」を「第二十九条の十八」に改める。

第五十九条中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、「、第百三十九条」を削り、「第百七十四条」を「第百七十七条の二、第百七十七条の二十四」に改め、「第四百三十七条」の下に「、第四百六十三条の十」を加える。

(中略)

附則第三十二条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項に規定する政令」を

「附則第五十三条の二第一項に規定する政令」に改め、同項第一号中「被災自動車」を「被災自動車等」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条

第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同項第三号中「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、同条第二項中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に改め、同項第一号中「法第四百四十五条第一項に規定する」を削り、同項第二号中「第四百四十二条第二号に規定する軽自動車（二輪のものを除く。）」を「第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの」に改め、同条第三項中「附則第五十二条第二項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第二項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

附則第三十二条第三項第三号中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同条第四項中「附則第五十二条第三項に規定する政令」を「附則第五十三条の二第三項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 対象区域内自動車等（法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する

附則第三十二条の二を削る。

附則第三十四条を削る。

附則第三十三条の二の見出しを「(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十四条とする。

場合には、これらの規定に規定する買主)

附則第三十二条第四項第三号中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に改め、同条第五項中「附則第五十二条第一項」を「附則第五十三条の二第一項」に改める。

附則第三十二条の二の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「第四百四十四条第一項」を「第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改める。

附則第三十三条の二の見出しを「(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第三十四条見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第

九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする<sup>91</sup>

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十四条 法附則第五十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災自動車等（法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車等をいう。第三号において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

- 
- 2 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 法第百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの
- 二 軽自動車のうち三輪以上のものであつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの
- 3 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人
- 三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるそ
-

の合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二十条第十号の三に規定する分割承継法人

4 | 法附則第五十六条の三第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 | 対象区域内自動車等（法附則第五十六条の三第三項に規定する対象区域内自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）

二 | 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 | 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第十二条の三に規定する分割承継法人

5 | 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第二百八十二条第一項」を「第二百八十二条第二項」に、「同条第二項」を「同項」に、「第二項第二号」を「第二項第二号に係る部分に限る。」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

第二百十条の十二第一項中「財政需要額(以下)を「財政需要額(次項及び第二百十条の十五において」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「(以下この項において「特別区が課する税」という。)」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「並びに同法」を「)、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)」第二条の規定による改正前の地方税法」に改め、「自動車取得税交付金」という。

で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第二項第二号」を「第二項第二号に係る部分に限る。」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加える。

第二百十条の十二第一項中「財政需要額(以下)を「財政需要額(次項及び第二百十条の十五において」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「(以下この項において「特別区が課する税」という。)」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「第百四十三条第一項」を「第百七十七条の六第一項」に、「自動車取得税に」を「環境性能割に」に、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に

「」の下に「並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」を加え、「同条第一項及び第三項」を「環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項」に、「財政収入額（以下）」を「財政収入額（次項及び第二百十条の十五において）」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下）」の下に「この章において」を加える。

#### 第七条 削除

、 「財政収入額（以下）」を「財政収入額（次項及び第二百十条の十五において）」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下）」の下に「この章において」を加える。

#### （地方財政法施行令の一部改正）

第七条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出し及び同条中「平成二十四年度及び」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。

附則第十一条の見出し中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、同条中「以後」を「から平成二十八年度まで」に改め、「当分の間」を削り、同条の表第十三条第一号イの項中「及び」の下に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第九条の規定による廃止前の」を加える。

附則第十四条を附則第十七条とする。

附則第十三条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「当分の間」を削り、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十六条 平成三十二年以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十七年から平成二十九年までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十一条の次に次の二条を加える。

（平成二十九年度及び平成三十年における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条 平成二十九年度及び平成三十年における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号

	同条	<p>（第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
第十三条第一号ロ	同条 地方交付税法第十四条	<p>読み替え後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条第二号から第四号まで	同条 同法第十四条	<p>読み替え後の地方交付税法第十四条</p>
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十</p>

	<p>基準財政収入額</p>	<p>二年政令第十六号（附則第七条の四の規定により読み替えられた同令）</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
<p>第十三条</p>	<p>平成三十一年度以後における標準的な規模の収入の額の特例</p>	<p>（平成三十一年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十三条 平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第十三条第一号イ</p>	<p>第十四条</p>	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読</p>

		第十三条第一号ロ		第十三条第二号から第四号まで	第十三条第五号		
	同条	地方交付税法第十四条	同条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）		
基準財政収入額	同条	読替後の地方交付税法第十四条	同条	読替後の地方交付税法第十四条	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた同令		み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
基準財政収入額（地方交付税法		読替後の地方交付税法第十四条		読替後の地方交付税法第十四条			

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法施行令第二条第二項、第五条第一項及び第六条の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定(第四号の三に掲げる部分を除く。)、同令第九条の九の五の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十を同令第九条の九の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十二、第九条の十三、第九条の十七、第九条の十七の二、第九条の二十の二、第九条の二十一及び第三十三条の三の改正規定、同条を同令第三十三条の五とする改正規定、同令第三十三条の二の改正規定、同条を同令第三十三条の四とする改正規定、同令第

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法施行令第二条第二項、第五条第一項及び第六条の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定(次号)に掲げる部分を除く。)、同令第九条の九の五の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十を同令第九条の九の七とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第九条の十二、第九条の十三、第九条の十七、第九条の十七の二、第九条の二十の二、第九条の二十一及び第三十三条の三の改正規定、同条を同令第三十三条の五とする改正規定、同令第三十三条の二の改正規定、同条を同令第三十三条の四とする改正規定、同令第

附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。) )

三十三条の次に二条を加える改正規定、同令第三十四条、第三十九条の十四、第三十九条の十五、第四十条の二、第四十一条、第四十三条の十八、第四十三条の十九、第四十五条の二の四、第四十五条の二の五及び第四十八条の九の十七の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十八とする改正規定、同令第四十八条の九の十六の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十七とする改正規定、同令第四十八条の九の十五の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十六とする改正規定、同令第四十八条の九の十四の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十五とする改正規定、同令第四十八条の九の十三を同令第四十八条の九の十四とし、同令第四十八条の九の十二を同令第四十八条の九の十三とする改正規定、同令第四十八条の九の十一の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十二とする改正規定、同令第四十八条の九の十を同令第四十八条の九の十一とする改正規定、同令第四十八条の九の九の前の見出しを削り、同条を同令第四十八条の九の十とし、同条の前に見出しを付する改正規定、同令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の七の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の六、第五十三条の五、第五十三条の六、第五十四条の二、第五十四条の三、第五十四条の四の三、第五十四条の四十九、第五十四条の六十、第五十四条の六十一、第五十六条の十二、第五十六条の十三、第五十六条の二十一第一項、第五十六条の八十、第五十六条の八十一、第五十六条の九十、第五十六条の九十の二、第五十六

三十三条の次に二条を加える改正規定、同令第三十四条、第三十九条の十四、第三十九条の十五、第四十条の二、第四十一条、第四十三条の十八、第四十三条の十九、第四十五条の二の四、第四十五条の二の五及び第四十八条の九の十七の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十八とする改正規定、同令第四十八条の九の十六の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十七とする改正規定、同令第四十八条の九の十五の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十六とする改正規定、同令第四十八条の九の十四の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十五とする改正規定、同令第四十八条の九の十三を同令第四十八条の九の十四とし、同令第四十八条の九の十二を同令第四十八条の九の十三とする改正規定、同令第四十八条の九の十一の改正規定、同条を同令第四十八条の九の十二とする改正規定、同令第四十八条の九の十を同令第四十八条の九の十一とする改正規定、同令第四十八条の九の九の前の見出しを削り、同条を同令第四十八条の九の十とし、同条の前に見出しを付する改正規定、同令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の七の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の六、第五十三条の五、第五十三条の六、第五十四条の二、第五十四条の三、第五十四条の四の三、第五十四条の四十九、第五十四条の六十、第五十四条の六十一、第五十六条の十二、第五十六条の十三、第五十六条の二十一第一項、第五十六条の八十、第五十六条の八十一、第五十六条の九十、第五十六条の九十の二、第五十六

条の九十三及び第五十六条の九十四の改正規定並びに同令附則第十条第五項及び第九項第一号の改正規定並びに第五条中地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）附則第四条及び第六条の改正規定並びに次条並びに附則第七条第一項及び第二項の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定 平成二十九年四月一日

条の九十三及び第五十六条の九十四の改正規定並びに同令附則第十条第五項及び第九項第一号の改正規定並びに第五条中地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）附則第四条及び第六条の改正規定並びに次条並びに附則第七条第一項及び第二項の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項並びに同令第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項第一号の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条、第三十二条の二及び第三十四条の改正規定、同条を同令附則第三十五条とする改正規定並びに同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定並びに第六条、第七

四略

四の二 第六条（第四号の四に掲げる改正規定を除く。）及び附則第十

四条第四項の規定 平成三十一年四月一日

四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の十四

第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分

の三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項

の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条

の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同

令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に

五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第

五十七條の二の三の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条及び第五十九条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を

加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定、同令附則第三十四条を削る改正規定及び同令

四略

条及び第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十四条、第十六条第一項、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 平成二十九年四月一日

附則第三十三條の二を同令附則第三十四條とする改正規定並びに第九條並びに附則第三條、第四條第二項から第四項まで、第七條第三項から第七項まで、第八條から第十條まで、第十六條第一項、第十七條及び第十八條の規定 平成三十一年十月一日

四の四 第六條中地方自治法施行令第二百十條の十の改正規定及び附則第十四條第一項から第三項までの規定 平成三十二年四月一日

五 附則第十六條第二項の規定 平成三十三年一月一日

六 第八條並びに附則第十五條並びに第十六條第三項及び第四項の規定 平成三十三年二月一日

七 附則第十六條第五項及び第六項の規定 平成三十三年四月一日  
八 十三 略

(道府県民税に関する経過措置)

**第三條** 附則第一條第四号の三に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の道府県民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の道府県民税についての新令第八條の六第一項（新令第八條の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同項中「六を」とあるのは、「一・九を」とする。

（事業税に関する経過措置）  
第四條 略

五 附則第十六條第二項の規定 平成三十年七月一日

六 第八條並びに附則第十五條並びに第十六條第三項及び第四項の規定 平成三十年八月一日

七 附則第十六條第五項及び第六項の規定 平成三十年十月一日  
八 十三 略

(道府県民税に関する経過措置)

**第三條** 附則第一條第三号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の道府県民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の道府県民税についての新令第八條の六第一項（新令第八條の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同項中「六を」とあるのは、「一・九を」とする。

（事業税に関する経過措置）  
第四條 略

2 平成三十二年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の四、第三十五条の四の五第一項、第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の五	百分の五・四	百分の二・四
第三十五条の四の六第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額
第三十五条の四の六第一項の表八月の項	前年度三月 百分の五・四	前年度十月 百分の二・四
第三十五条の四の六第一項の表八月の項	百分の五・四	百分の二・四

2 平成二十九年度における地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）規定による改正後の地方税法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）に係る新令第三十五条の四の四、第三十五条の四の五第一項、第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条の四の四	百分の五・四	百分の二・七
第三十五条の四の五第一項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五十七条の二の五第一項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第七十二条の七十六に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額
第三十五条の四の五第一項の表八月の項	前年度三月 百分の五・四	四月 百分の二・七
第三十五条の四の五第一項の表八月の項	百分の五・四	百分の二・七

<p>四の六第一項 の表十二月の 項及び三月の 項並びに第五 十七条の二の 四</p>	<p>第五十七条の 二の五第一項 の表八月の項</p>	<p>前年度三月</p>	<p>同項に規定す る各市町村及 び特別区の従 業者数</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四条第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四条第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額</p>
		<p>百分の五・四</p>		
<p>第五十七條の 二の五第一項 の表十二月の 項及び三月の 項</p>	<p>第五十七條の 二の五第一項 の表八月の項</p>	<p>前年度三月</p>	<p>同項に規定す る各市町村及 び特別区の従 業者数</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四条第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四条第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額</p>
		<p>百分の五・四</p>		

<p>四の五第一項 の表十二月の 項及び三月の 項並びに第五 十七条の二の 四</p>	<p>第五十七條の 二の五第一項 の表八月の項</p>	<p>前年度三月</p>	<p>同項に規定す る各市町村及 び特別区の従 業者数</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四条第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四条第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額</p>
		<p>百分の五・四</p>		
<p>第五十七條の 二の五第一項 の表十二月の 項及び三月の 項</p>	<p>第五十七條の 二の五第一項 の表八月の項</p>	<p>四月</p>	<p>同項に規定す る各市町村及 び特別区の従 業者数</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則 第六条第三項の規定により読み替え られた法第七百三十四条第四項に規 定する各市町村の市町村民税の法人 税割額及び法第五条第二項第一号に 掲げる税のうち法第七百三十四条第 二項（第二号に係る部分に限る。） の規定により都が課する都民税の法 人税割額</p>
		<p>百分の五・四</p>		

3 平成三十三年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十四年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号の三に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号の三に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の六及び第四十二条の七の規定の適用については、旧令第四十二条の六中「第三百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「第三百三十二条第七項に規定する申告書の提出期限」と、同条第一号中「第三百三十二条第

3 平成三十年年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十一年度における法人事業税交付金に係る新令第三十五条の四の六第一項及び第五十七条の二の五第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 略

(自動車取得税に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「第五条第一項」とあるのは「第六条第二項」と、「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは「滞納者」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における旧令第四十二条の六及び第四十二条の七の規定の適用については、旧令第四十二条の六中「第三百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「第三百三十二条第七項に規定する申告書の提出期限」と、同条第一号中「第三百三十二条第

六項」とあるのは「第三百三十二条第七項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と、旧令第四十二条の七中「第三百三十三条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「法第三百三十三条第一項又は第三項」とする。

### 3及び4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成三十二年以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、新令第四十四条の八第二項（新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除するものとする。

6 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日以後に自動車取得税額を市町村（特別区を含む。）に交付する場合には旧令第四十二条の九第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは、「一円」とする。

### 7 略

六項」とあるのは「第三百三十二条第七項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と、旧令第四十二条の七中「第三百三十三条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「法第三百三十三条第一項又は第三項」とする。

### 3及び4 略

5 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について旧令第四十二条の九第二項（旧令第四十二条の十第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により平成二十九年以後の各年度の八月に交付すべき額を計算する場合において、旧令第四十二条の九第二項の表八月の項に規定する差額を同項に規定する四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額から減額した額が零を下回るときは、当該下回る額は、新令第四十四条の八第二項（新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該各年度の八月に交付すべき額から控除するものとする。

6 改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により平成二十九年以後に自動車取得税額を市町村（特別区を含む。）に交付する場合には旧令第四十二条の九第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは、「一円」とする。

### 7 略

(自動車税に関する経過措置)

第八条 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項の規定の適用については、同項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の百分の六十一・七五に相当する額
-----	---

とする。

2 | 平成三十一年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の九第三項において準用する新令第四十四条の八第二項の規定

四十四条の九第三項において準用する新令第四十四条の八第二項の規定

(自動車税に関する経過措置)

第八条 平成二十九年年度における自動車税の環境性能割額の交付に係る新令第四十四条の八第二項(新令第四十四条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新令第四十四条の八第二項の表八月の項中「前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月」とあるのは「四月」と、「に加算し、又はこれから減額した額」とあるのは「(当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)」とする。

の適用については、同項の表中

八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額

とあるのは、

十二月	十月及び十一月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額
-----	--

とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日以後に開始する最

初の事業年度に係る法人の市町村民税又は同日以後に開始する最初の連

（市町村民税に関する経過措置）

第九条 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する最

初の事業年度に係る法人の市町村民税又は同日以後に開始する最初の連

結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三の規定の適用については、これらの規定中「市町村民税」とあるのは、「市町村民税」と、「六を」とあるのは「三・七を」とする。

(法人の都民税に関する経過措置)

**第十条** 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の都民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第五十七条の二の規定の適用については、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「都民税」とあるのは、「都民税」と、「六を」とあるのは「一・九を」とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 平成三十二年における改正法附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金(以下この条において「新特別区財政調整交付金」という。 )の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条において「新地方自治法施行令」という。 )第二百十条の十の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは「収入額(平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。 )に」と、「統計法(平

結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三の規定の適用については、これらの規定中「市町村民税」とあるのは、「市町村民税」と、「六を」とあるのは「三・七を」とする。

(法人の都民税に関する経過措置)

**第十条** 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の都民税又は同日以後に開始する最初の連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第五十七条の二の規定の適用については、同条の表第四十八条の十の項及び第四十八条の十の三の項中「都民税」とあるのは、「都民税」と、「六を」とあるのは「一・九を」とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 平成二十九年度における改正法附則第三十五条の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同項 に規定する特別区財政調整交付金(以下この条において「新特別区財政調整交付金」という。 )の交付に係る第六条の規定による改正後の地方自治法施行令(以下この条において「新地方自治法施行令」という。 )第二百十条の十の規定の適用については、同条中

「統計法(平

成十九年法律第五十三号) 第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 平成三十三年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法(以下この条において「読替え後の地方自治法」という。) 第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十四年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年

成十九年法律第五十三号) 第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第三十六条第二項の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

2 平成三十年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)の三分の一に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号) 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法(以下この条において「読替え後の地方自治法」という。) 第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の二に相当する額を読替え後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十一年度における新特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、同条中「額を」とあるのは「額(以下この条において「事業税額」という。)の三分の二に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年

法律第十三号) 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法(以下この条において「読替後の地方自治法」という。) 第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 新地方自治法施行令第二百十條の十二第一項の規定は、平成三十一年度分の新特別区財政調整交付金に係る同項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分 までの改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同条第二項に規定する特別区財政調整交付金に係る第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置)

**第十六条** 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行

法律第十三号) 附則第三十六条第三項の規定により読み替えられた地方自治法(以下この条において「読替後の地方自治法」という。) 第二百八十二条第二項に規定する」と、「従業者数」とあるのは「従業者数で、事業税額の三分の一に相当する額を読替後の地方自治法第二百八十二条第二項に規定する市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 新地方自治法施行令第二百十條の十二第一項の規定は、平成二十九年 度分の新特別区財政調整交付金に係る同項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、平成二十八年度分までの改正法附則第三十五条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同項 に規定する特別区財政調整交付金に係る第六条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十條の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置)

**第十六条** 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行

令（以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2  
6  
略

令（以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2  
6  
略

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「附則第十二条」を「附則第十四条」に改める。

附則第五条の見出し中「以後」を「及び平成三十一年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び平成三十一年度」に改め、「、当分の間」を削り、「附則第十三条」を「附則第十五条」に、「附則第十一条」を「附則第十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十二年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条の二 平成三十二年以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一

号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

第三条による改正（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号））

<p>改 正 後</p>	<p>(剰余金の計算)</p> <p><b>第十九条</b> 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十</p> <p>三・一、酒税の収入額の百分の五十並びに消費税の収入額の百分の十</p> <p>九・五に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額</p>
<p>改 正 前</p>	<p>(剰余金の計算)</p> <p><b>第十九条</b> 財政法第六条に規定する剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から次の各号に掲げる額の合算額を控除してこれを計算する。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該年度における所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十</p> <p>三・一、酒税の収入額の百分の五十並びに消費税の収入額の百分の二十</p> <p>十・八に相当する金額の合算額が当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の二十・八に相当する金額の合算額として予算に定められた額を超えるときは、当該超過額</p>

第四条による改正（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十條の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十條の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六條第一項の規定により読み替えられた同法第一條第二項において準用する同法第五條第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）</p> <p>（）、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）</p> <p>、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）</p> <p>、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）</p> <p>、同法第七十二條の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る</p>	<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十條の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第二百十條の十五において「基準財政需要額」という。）が、地方税法第七百三十六條第一項の規定により読み替えられた同法第一條第二項において準用する同法第五條第二項の規定により特別区が課する税（以下この項において「特別区が課する税」という。）</p> <p>（）、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）</p> <p>、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）</p> <p>、同法第七百三十四條第三項において準用する同法第七十一條の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）</p> <p>、同法第七十二條の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る</p>

交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。））、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法

第七十七條の六第一項の規定

定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地

交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。））、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。））、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七條の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地

方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし

、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2  
4  
略

方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の

収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第二百十条の十五において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2  
4  
略

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に次の一条を加える。</p> <p>（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。</p> <p>一 相互協議（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手</p>	<p>（地方税法施行令の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の六」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三十五条の四の次に次の一条を加える。</p> <p>（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請手続等）</p> <p>第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。</p> <p>一 相互協議（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手</p>

国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であっても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であっても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に關し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2 法第七十二条の五十七の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額並びにその年度及び納期限

三 前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（中略）

（後略）

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六 略

七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第六条の十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八

三 前号の事業税額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（中略）

第五十七条の二の五第二項中「第三十五条の四の五第二項」を「第三十五条の四の六第二項」に改める。

（後略）

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六 略

七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令第六条の十四第一項第四号の改正規定、同令第七条の十九の改正規定（同条第四項中「計算した額（以下この条及び第四十八条の九の二）を「計算した額（以下この項並びに同条第二項及び第五項）」に、「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び「残額（以下この条及び第四十八

条の九の二」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項に改める部分を除く。）」、同令第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三十五条の四の二を第三十五条の四の三とし、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「、法第三百十四条の八」を「、同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）及び同令第四十八条の九の十八の次に一条を加える改正規定

平成三十年一月

一日

七の二〇十一 略

条の九の二」を「残額（以下この項及び第四十八条の九の二第五項に改める部分を除く。）」、同令第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三十五条の四の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の九の二の改正規定（同条第二項中「、法第三百十四条の八」を「、同条」に改める部分及び同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の九の十八の次に一条を加える改正規定及び同令第五十七条の二の五第二項の改正規定並びに附則第十条の規定 平成三十年一月

一日

七の二〇十一 略

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

**第十条** 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「第三十五条の四の四」を「第三十五条の四の五」に、「第三十五条の四の五第一項」を「第三十五条の四の六第一項」に改める。